

人権に関する佐賀市の施策づくりにご協力ください。

人権に関する市民意識調査

日頃から市政政策の推進にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

この調査は、佐賀市が人権施策を進めるうえでの基礎資料とするため、市民の皆さまに人権についてのご意見をお聞きするものです。18歳以上の市民の皆さまから無作為に2,000人の方を選び、この調査票をお送りしています。

この調査は無記名でご回答いただき、結果はすべて統計的に処理しますので、個人が特定されたり、あなたの回答が外部に漏れたりすることはありません。また、この調査の結果を上記の目的以外に使用することはありません。

ご多用のところ恐縮ですが、ぜひご協力くださいますようお願い申し上げます。

ご記入にあたってのお願い

次の2つの方法からいずれかをお選びいただき、**令和7年10月31日(金)**までにご回答ください。

① 郵送によるご回答の場合

- 回答は、必ず封筒あて名のご本人がお答えください。ご本人による記入がむずかしい場合は、ご家族等がご本人から聞き取って、記入してください。
- 回答は該当する番号を○で囲んでください。(この冊子に直接記入してください。)
- ご記入いただいたアンケート用紙は、無記名のまま同封の返信用封筒(切手不要)に入れて**令和7年10月31日(金)**までに、郵便ポストに投函してください。

② インターネットによるご回答の場合

- 下記のURLを入力するか、二次元バーコードを読み取り、**令和7年10月31日(金)**までに回答ページにアクセスして回答してください。

<https://forms.gle/xGX953aCPGBHFZCp6>

- 画面の案内に従って、下記のIDを入力して回答してください。

ID: **012345 (仮)**



- インターネットで回答される場合は、この調査票を返送する必要はありません。

◇問い合わせ先

佐賀市 人権・同和政策課 人権啓発係

住所: 〒840-8501 佐賀市栄町1番1号

TEL: 0952-40-7367 / FAX: 0952-40-7327

メール: jinken@city.saga.lg.jp

I 人権問題全般について

質問1. あなたは、人権・同和問題に関心を持っていますか。(○は1つ)

※人権・同和問題とは、同和問題をはじめとする女性、子ども、障がいのある人、高齢者、外国人への偏見や差別、インターネットによる人権侵害などの様々な人権問題です。

- | | |
|-------------|--------------|
| 1. 非常に関心がある | 2. ある程度関心がある |
| 3. あまり関心がない | 4. 関心がない |

質問2. あなたは、今、自分の人権が守られていると思いますか。(○は1つ)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 十分守られている | 2. ある程度守られている |
| 3. あまり守られていない | 4. 守られていない |

質問3. あなたはこの5年以内に、人権侵害を受けたことがありますか。(○は1つ)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. ある →(質問4へ) | 2. ない →(質問5へ) |
|---------------|---------------|

質問4. (質問3で、1に○をつけられた方にお尋ねします。)

あなたが人権を侵害されたとき、どうしましたか。(該当するものすべてに○)

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1. 家族や親類に相談した | 2. 友人や先輩に相談した |
| 3. 自治会の役員や民生委員に相談した | 4. 法務局や人権擁護委員に相談した |
| 5. 県や市町村など行政に相談した | 6. 弁護士に相談した |
| 7. 警察に相談した | 8. NPOなどの民間団体に相談した |
| 9. 職場の相談窓口相談した | 10. 相手に直接抗議した |
| 11. その他() | 12. とくに何もなかった |

質問5. (質問3で、2に○をつけられた方にお尋ねします。)

もし、あなたが人権を侵害されたとしたら、どうしますか。(該当するものすべてに○)

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1. 家族や親類に相談する | 2. 友人や先輩に相談する |
| 3. 自治会の役員や民生委員に相談する | 4. 法務局や人権擁護委員に相談する |
| 5. 県や市町村など行政に相談する | 6. 弁護士に相談する |
| 7. 警察に相談する | 8. NPOなどの民間団体に相談する |
| 9. 職場の相談窓口相談する | 10. 相手に直接抗議する |
| 11. その他() | 12. とくに何もしない |

質問6. あなたがこの5年以内に、受けたり、見たり、聞いたりした最も印象に残る人権侵害はどのような内容ですか。(○は1つ)

※質問3にある人権侵害の有無にかかわらず、皆さん、お答えください。

- | | |
|--------------------------------------|-------------|
| 1. うわさや悪口 | 2. 暴力 |
| 3. 脅迫や無理強い | 4. 差別的取扱い |
| 5. いじめや嫌がらせ | 6. プライバシー侵害 |
| 7. セクシュアルハラスメント(性的嫌がらせ) | |
| 8. マタニティハラスメント(妊娠・出産等を理由とする不利益な取り扱い) | |
| 9. パワーハラスメント(職務上の地位などを背景にした嫌がらせ) | |
| 10. その他() | 11. ない |

質問7. あなたがこの5年以内に、人権侵害を受けたり、見たり、聞いたりする中で最も印象に残る人権侵害はどのような場面ですか。(○は1つ)

※質問3にある人権侵害の有無にかかわらず、皆さん、お答えください。

- | | |
|----------------|---------------|
| 1. 家庭で | 2. 地域社会や公共の場で |
| 3. 学校で | 4. 職場で |
| 5. 行政手続きや行政の場で | 6. 福祉・医療サービスで |
| 7. インターネット上で | 8. その他() |
| 9. ない | |

質問8. あなたは結婚や就職のときに、その相手方などの身元調査や信用調査をすることについてどうお考えですか。(○は1つ)

- | | |
|--------------|------------|
| 1. 絶対にやめるべきだ | 2. やめた方がよい |
| 3. やむを得ないことだ | 4. 必要なことだ |
| 5. その他() | 6. わからない |

II 様々な人権問題について

質問9. 今の日本社会には、人権にかかわるいろいろな問題がありますが、あなたが関心のあるもの、重要と思われるものを選んでください。(○は5つまで)

- | | |
|---------------------------------|--------------------------------|
| 1. 部落差別(同和問題) | 2. 女性 |
| 3. こども | 4. 高齢者 |
| 5. 障がいのある人 | 6. 外国人 |
| 7. ハンセン病元患者やその家族 | 8. ホームレス |
| 9. 刑を終えて出所した人やその家族 | 10. 犯罪被害者やその家族 |
| 11. インターネット上の人権侵害 | 12. 性的マイノリティ ※1 |
| 13. アイヌの人々 | 14. 人身取引(性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引) |
| 15. 北朝鮮当局による人権侵害問題 | 16. 災害(地震や大雨など)に伴う人権問題 |
| 17. 感染症に関連する人権問題 | 18. ゲノム情報(遺伝情報)に関する偏見や差別 ※2 |
| 19. 働く人に関する問題(各種ハラスメントや長時間労働など) | |
| 20. その他(具体的に:) | |
| 21. 特にない | |

※1 性的マイノリティ

性的マイノリティとは、同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のことです。

※2 ゲノム情報(遺伝情報)に関する偏見や差別

「良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律」により、今後、ゲノム医療が普及し、ゲノム情報の活用が拡大されていくことが見込まれます。その中でゲノム情報(遺伝情報)に関する知識や理解の不足から、日常生活や、就職、保険の加入等の社会生活の様々な場面で、不当な差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生するおそれがあります。

質問10. 女性に関することからで、特に問題があると思うのはどのようなことですか。

(○は5つまで)

1. 家庭・職場・地域での男女の固定的な役割分担意識をおしつけること
2. 職場における採用時や昇進・昇格などの差別待遇
3. ドメスティック・バイオレンス(DV:配偶者や恋人・パートナーからの暴力・暴言など)
4. 各種ハラスメント(セクハラやマタハラ、パワハラ)
5. 売春・買春、援助交際
6. 政策や方針を決定する過程に女性が十分参画できない(女性の政治家や管理職が少ないなど)
7. アダルトビデオ・ポルノ雑誌における女性のヌード写真や映像の商品化など
8. インターネットでの悪質な書き込みや嫌がらせがあること
9. 差別的な言動があること
10. 特定の人にしつこくつきまとわれること(ストーカー)
11. その他(具体的に:)
12. わからない

質問11. こどもに関することからで、特に問題があると思うのはどのようなことですか。

(○は5つまで)

※こどもとは、児童福祉法に基づく満18歳に満たない者です。

1. 保護者などから虐待(身体的、心理的、性的)や育児放棄されること
2. 周りの人がいじめをしている人やいじめられている人を見て見ぬふりをする事
3. 教師や保育士などによる言葉の暴力や体罰
4. こどもの意見を受けとめずに自分の考えを押しつける大人(保護者)がいること
5. こどもに有害な情報(暴力的な漫画、性描写の雑誌・ネットポルノ等)があること
6. こどもの間でいじめが行われていること
7. メール、LINE、インターネット等での悪質な書き込みや嫌がらせがあること
8. 成績だけを気にしている大人(保護者)がいること
9. ヤングケアラー※が学校生活や進学・就職などに支障をきたしていること
10. 児童買春・児童ポルノの対象となること
11. その他(具体的に:)
12. わからない

※ ヤングケアラー 日常的に家事や家族の世話を余儀なくされているこども

質問12. 高齢者に関することからで、特に問題があると思うのはどのようなことですか。

(○は5つまで)

1. 経済的に自立が困難なこと
2. 働ける能力を発揮する機会が少ないこと
3. 特殊詐欺や悪徳商法など高齢者が被害者となる犯罪が増加していること
4. 家庭において嫌がらせや虐待があること
5. 病院や施設などで嫌がらせや虐待があること
6. 高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにすること
7. 乗物、建物などでバリアフリー化※が図られていないこと
8. アパートなどへの入居を拒否されること
9. 意見や行動を尊重されないこと
10. 差別的な言動があること
11. その他(具体的に:)
12. わからない

※ バリアフリー化 誰もが利用しやすいように、日常生活や社会生活を営む上でのさまざまな障壁を取り除くこと

質問13. 障がいのある人に関することからで、特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は5つまで)

1. 障がいのある人や障がいについて人々の理解が不足していること
2. 働ける場所や機会が少ないこと
3. 就職、職場で不利な扱いがあること
4. 障がいのある人の意見や行動が尊重されないこと(結婚、就職に際しての周囲の反対等)
5. 悪徳商法や財産被害など障がいのある人が被害者となる犯罪が多いこと
6. アパートなどへの入居を拒否されること
7. スポーツ・文化活動・地域活動に気軽に参加できないこと
8. 福祉施設等の受入れ体制が十分でないこと
9. 乗物、建物などでバリアフリー化が図られていないこと
10. 地域や施設内において、いじめや虐待にあうこと
11. メールやインターネットでの悪質な書き込みや嫌がらせ
12. 差別的な言動があること
13. その他(具体的に:)
14. わからない

質問14. 外国人に関することからで、特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は5つまで)

1. 風習や生活習慣の違いが受け入れられないこと
2. アパートなどへの入居を拒否されること
3. 保健・医療・福祉、防災、教育等の生活に必要な情報がわかりにくいこと
4. 結婚をまわりから反対されること
5. 就職、職場で日本人より悪く扱うこと
6. 選挙など、日本人と同じルールではないこと
7. 病院や公共施設等に、多言語による表示や医療通訳が不十分なこと
8. じろじろ見られたり、避けられたりすること
9. インターネット上での悪質な書き込みやヘイトスピーチ※など不当な差別的言動を受けること
10. その他(具体的に:)
11. わからない

※ ヘイトスピーチ 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動

質問15. 災害(地震や大雨など)が発生したときに、特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は5つまで)

1. 避難生活でプライバシーが守られないこと
2. 女性・障がい者・高齢者・外国人・乳幼児・妊婦・性的マイノリティなどへの十分な配慮が行き届かないこと
3. デマや風評などによる差別的な言動があること
4. 支援や被災状況などの必要な情報が行き届かないこと
5. 避難生活の長期化によるストレスなどの二次的被害があること
6. その他(具体的に:)
7. わからない

質問16. 性的マイノリティに関することからで、特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は5つまで)

1. 職場や学校等で嫌がらせやいじめがあること
2. 本人の了解をえずに性的指向を他人に伝えること(アウティング)
3. 相談できる相手が少ないこと
4. 行政や民間サービスにおいて、同性パートナーが家族と同等の扱いを受けられない場合があること(住宅・医療・保険など)
5. 宿泊施設・店舗等への入店や施設利用を拒否されること
6. じろじろ見られたり、避けられたりすること
7. 性的マイノリティに対する理解が不足しており、誤解や偏見があること
8. 性的マイノリティに対する配慮が足りないこと(トイレ、入浴施設など)
9. 悪意のある噂や差別的言動があること
10. 就職・職場で不利な扱いを受けること
11. その他(具体的に:)
12. わからない

質問17. インターネットに関することからで、特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は5つまで)

1. 他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等、人権を侵害する情報を掲載すること
2. 犯罪を誘発する場となっていること
3. 不正アクセスなどにより個人情報が流出すること
4. わいせつな画像や残虐な画像が掲載されること
5. 情報の発信者が匿名の場合が多いため、被害者が救済されにくいこと
6. 情報の発信者が匿名の場合が多いため、利用者の倫理観が低下しやすいこと
7. 悪徳商法によるインターネット取引での被害
8. プロバイダや掲示板等の管理者に対して、人権を侵害する情報の停止・削除を求める措置が十分ではないこと
9. その他(具体的に:)
10. わからない

質問18. あなたは平成28年12月に施行された「部落差別解消推進法(部落差別の解消の推進に関する法律)」を知っていますか。(○は1つ)

1. 知っている
2. 聞いたことはあるが内容までは知らない
3. 知らない

質問19. あなたは令和5年3月に施行された「全ての佐賀県民が一人一人の人権を認め合い支え合う社会作りを進める条例」を知っていますか。(○は1つ)

1. 知っている
2. 聞いたことはあるが内容までは知らない
3. 知らない

質問20. あなたは令和7年4月に施行された「情報流通プラットフォーム対処法」を知っていますか。(○は1つ)

1. 知っている
2. 聞いたことはあるが内容までは知らない
3. 知らない

質問21. 佐賀市では平成26年7月から本人通知制度を導入しています。あなたは本人通知制度を知っていますか。(○は1つ)

※本人通知制度とは、住民票の写しや戸籍などを本人等からの委任状を持参した代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録した方に対してその交付した事実を通知する制度です。

1. 知っている
2. 聞いたことはあるが内容までは知らない
3. 知らない

Ⅲ 部落差別(同和問題)について

質問22. あなたは、日本の社会に「被差別部落」や「同和地区」などと呼ばれる地域が存在し、今でもそこに生まれ、住む人たちに対する差別が続いていることを知っていますか。(○は1つ)

1. よく知っている
2. 少しは知っている
3. 知らない

質問23. あなたが部落差別(同和問題)についてはじめて知ったのはいつ頃ですか。(○は1つ)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 小学校に入学する以前 | 2. 小学校時代 |
| 3. 中学校時代 | 4. 中学校卒業後 |
| 5. おぼえていない | |

質問24. あなたが、部落差別(同和問題)についてはじめて知ったきっかけは次のうちどれですか。(○は1つ)

- | | |
|----------------------|---------------|
| 1. 家族から聞いた | 2. 親戚の人から聞いた |
| 3. 近所の人から聞いた | 4. 職場の人から聞いた |
| 5. 友だちから聞いた | 6. 学校の授業で教わった |
| 7. テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った | 8. 集会や研修会で知った |
| 9. 県や市町村の広報誌や冊子で知った | 10. おぼえていない |
| 11. その他(具体的に: |) |

質問25. 部落差別(同和問題)に関することがらで、特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は5つまで)

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| 1. 結婚問題で周囲の反対があること | 2. 就職や職場で不利な扱いがあること |
| 3. 差別的な言動があること | 4. 差別的な落書き |
| 5. 仲間はずしや無視 | 6. 身元調査 |
| 7. インターネット上に差別的な情報が掲載されること | 8. 特に起きているとは思わない |
| 9. その他(具体的に: |) |
| 10. わからない | |

質問26. たとえば、あなたが日頃から親しくつきあっている近所の人や職場の人が同和地区出身の人であることがわかったとき、あなたはどうしますか。(○は1つ)

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1. これまでと同じようにつきあい続ける | 2. できるだけつきあわないようにする |
| 3. 絶対につきあわない | 4. わからない |

質問27. たとえば、あなたのお子さんが結婚しようとしている相手が同和地区出身の人であることがわかったとき、あなたはどうしますか。(○は1つ)

1. こどもの意志を尊重する
2. 自分がかまわないが親戚や世間のてまえがあるので、できれば結婚させたくない
3. 絶対に結婚させない
4. わからない

質問28. 部落差別(同和問題)の解消に向けたあなたの考えとして最も近いものは次のうちどれですか。(○は1つ)

1. 人間の自由や平等にかかわる問題なので、社会全体で考えるべきだ
2. あまりさわがず、そっとしておくのがよい
3. 旧同和地区出身の人々の問題であるから、自分に関係ない
4. その他(具体的に:

)

質問29. あなたは部落差別(同和問題)を解消するためには、今後どのようなことが必要だと思いますか。(○はいくつでも可)

1. 国や地方自治体が、同和問題の解決に向けた教育・啓発活動や相談活動などの施策に効果的に取り組む
2. 市民が、自ら差別や人権について学ぶ
3. 被害者の救済を図る
4. マスメディア(テレビや新聞など)がもっと問題を取り上げる
5. 職場や地域社会でみんなが話し合えるような環境を作っていく
6. 自然になくなるのを待つ
7. どのようにしても差別はなくなるらない
8. 効果的なものはない
9. その他(
10. わからない

)

IV 啓発活動について

質問30. 佐賀市では、人権・同和問題を正しく理解してもらうために各種の啓発活動を行っていますが、あなたは見たり、参加したりしたことがありますか。
(○はいくつでも可)

- | | |
|---------------|---------------------|
| 1. 講演会・研修会・講座 | 2. 市報さが |
| 3. 公民館だより | 4. 新聞・雑誌・図書・パンフレット等 |
| 5. テレビ・ラジオ等 | 6. インターネット・ホームページ |
| 7. ない | |

質問31. あなたは人権・同和問題に関する研修会・講演会・大会等に参加したことがありますか。
(○は1つ)

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

質問32. 人権・同和問題の理解を深めるために、最も効果的であるとあなたが思うのはどれですか。(○は1つ)

- | |
|--------------------------------|
| 1. 市報さがで啓発する |
| 2. 地域での研修会・学習会活動を充実する |
| 3. 講演会・講座等の啓発活動を充実する |
| 4. 新聞・テレビやラジオによる啓発活動を充実する |
| 5. 冊子・パンフレット等を作り、広く配布する |
| 6. インターネット・ホームページ等による啓発活動を充実する |
| 7. その他(具体的に: _____) |

V あなたご自身について

1. あなたの年齢は

- | | | |
|------------|---------|----------|
| 1. 18～20歳代 | 2. 30歳代 | 3. 40歳代 |
| 4. 50歳代 | 5. 60歳代 | 6. 70歳以上 |

2. あなたのお住まいの地域は

- | | | |
|---------|--------------|---------|
| 1. 諸富町 | 2. 大和町 | 3. 富士町 |
| 4. 三瀬村 | 5. 川副町 | 6. 東与賀町 |
| 7. 久保田町 | 8. 1～7以外の佐賀市 | |

3. あなたの職業は

- | | | |
|------------------------------|--------------|------------------|
| 1. 自営業 | 2. 農林・水産業 | 3. 民間企業や団体に勤務する人 |
| 4. 公務員、教育関係に勤務する人(保育所、幼稚園含む) | 5. 専業主婦、専業主夫 | |
| 6. パート、アルバイト | 7. 学生 | 8. 無職 |
| 9. その他(具体的に:) | | |

人権・同和問題や人権行政に関してのご意見・ご要望がありましたら自由にご記入ください。

たくさんの質問にご協力いただき、ありがとうございました。

ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒で10月31日(金)までにご返送ください。
(切手・差出人名は不要です。)